

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内及び市議会における推進体制

① 庁内

(ア) 八戸市中心市街地活性化対策本部

中心市街地活性化に関わる本市の方向性を確認しつつ、全庁的に活性化に取り組むため、市長を本部長、副市長を副本部長に、各関係部長等から構成する「中心市街地活性化対策本部」を設置し、必要に応じて開催している。

平成24年度以降開催実績

平成24年 7月 3日 (定例庁議)

平成24年 11月 6日

平成25年 2月 5日 (定例庁議)

平成25年 3月 29日 (定例庁議)

平成26年 8月 5日 (定例庁議)

平成27年 8月 12日

(イ) 八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議

基本計画の策定に関わる庁内調整を図るとともに、中心市街地活性化に係る各種事業について検討する庁内関係課による横断的な組織として「八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議」を設置、まちづくり文化スポーツ部まちづくり文化推進室に事務局を置き、効果的な事業の調整等を行っている。

平成24年度開催実績

平成24年 11月 27日

平成29年度開催実績

平成30年 2月 8日

平成30年度開催実績

平成30年 6月 15日

平成30年 8月 7日

(ウ) まちづくり文化スポーツ部まちづくり文化推進室

市では、中心市街地活性化基本計画に基づく施策を強力に推進するため、平成20年4月の機構改革による総合政策部中心市街地活性化推進室の設置に続き、平成22年4月の機構改革では、新たにまちづくり文化観光部（現：まちづくり文化スポーツ部）まちづくり文化推進室を設置した。

【まちづくり文化推進室】

役職等	員数	役割
次長兼室長	1名	・ 中心市街地活性化の推進及び進行管理に関すること
主幹（グループリーダー）	1名	
担当	3名	
合計	5名	

②市議会

本市市議会の総務協議会において、中心市街地活性化基本計画の概要等について審議を行った。

総務協議会

平成 24 年 9 月 21 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 24 年 10 月 19 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 24 年 11 月 21 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の掲載事業（案）について

平成 25 年 2 月 21 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画策定の進捗状況について

平成 26 年 8 月 21 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更認定について

平成 27 年 5 月 21 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 28 年 4 月 21 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 28 年 8 月 19 日

- ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 30 年 7 月 20 日

- ・第 3 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 八戸市中心市街地活性化協議会の概要

八戸商工会議所と株式会社まちづくり八戸が中心となり、その他、中心商店街関係者や交通事業者、教育機関、市民団体、行政等の多様な主体による八戸市中心市街地活性化協議会が平成 19 年 11 月 7 日に発足し、基本計画の進捗状況の確認やまちなか再生のための意見交換を通して、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいる。

①協議会の主旨

八戸市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

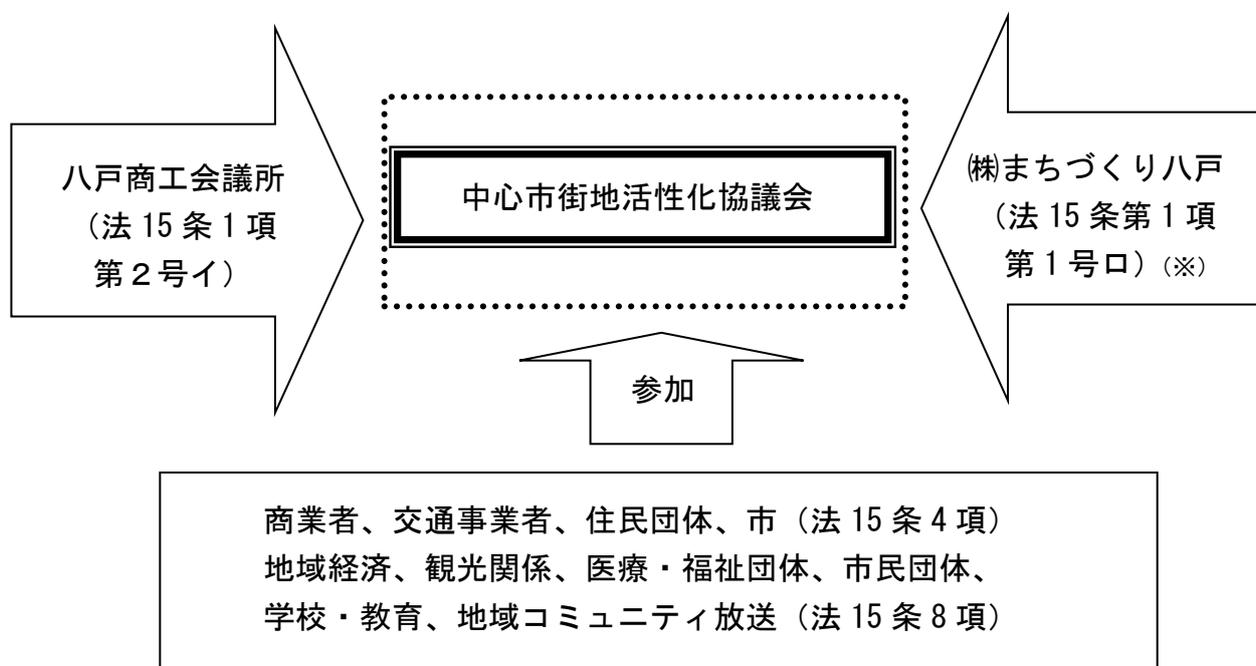
②協議会の役割

中心市街地活性化のために様々な議論を行い、まちづくりの中心的調整役として機能する。

八戸市による基本計画の作成・変更・実施について、協議会として意見を提出する。

国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画について議論する。

③組織図



(※) (株) まちづくり八戸

資本金：6,500 万円 市出資金：1,000 万円 出資比率：15.4%

■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区 分	構 成 員
法第 15 条 第 1 項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所
	都市機能の増進	株式会社まちづくり八戸
法第 15 条 第 4 項関係	市	八戸市
	商業者	八戸中心商店街連絡協議会
		商店街振興組合三日町三栄会
		八戸市十三日町商店街振興組合
		廿三日町商店街振興組合
		八戸市六日町商店街振興組合
		八日町商店街事業協同組合
		十八日町商店会
		長横町商店会
		本八戸駅通り振興会
		鷹匠小路商業振興会
	交通事業者	八戸市タクシー協会
		東日本旅客鉄道株式会社八戸駅
		岩手県北自動車株式会社南部支社
法第 15 条 第 8 項関係	地域経済	青い森信用金庫
		株式会社青森銀行八戸支店
		株式会社みちのく銀行八戸営業部
		青森県中小企業団体中央会八戸支所
		公益社団法人八戸青年会議所
		八戸商工会議所青年部
	八戸商工会議所女性会	
	観光関係	一般財団法人V I S I Tはちのへ
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
	市民活動団体	まちなか観光応援隊
	教育・学校	八戸学院大学
		八戸工業大学
		八戸工業高等専門学校
	地域報道機関	株式会社ビーエフエム
		株式会社八戸テレビ放送
		株式会社デーリー東北新聞社

オブザーバー	団 体 名
法第 15 条 第 7 項関係	青森県三八地域県民局
	青森県商工労働部商工政策課
	八戸警察署
	東北経済産業局産業部
	東北地方整備局建政部
	中小企業基盤整備機構

(2) 開催状況（第2期及び第3期計画に関して審議したもの）

① 全体会

第13回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年2月27日）

- ・次期基本計画について

第14回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年5月29日）

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第15回八戸市中心市街地活性化協議会（平成24年11月27日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画について

第16回八戸市中心市街地活性化協議会（平成25年5月28日）

- ・第1期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第2期基本計画の概要について

第17回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年3月12日）

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第18回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年5月13日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見書（フォローアップ報告書）について
- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第19回八戸市中心市街地活性化協議会（平成26年12月16日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第20回八戸市中心市街地活性化協議会（平成27年5月13日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について
- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第21回八戸市中心市街地活性化協議会（平成27年12月17日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第22回八戸市中心市街地活性化協議会（平成28年5月9日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第23回八戸市中心市街地活性化協議会（平成29年4月27日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第24回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年4月26日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について

第25回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年8月23日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画について

第26回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年2月12日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）

第27回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年4月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

- 第 28 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 2 年 5 月 15 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 第 29 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 2 月 5 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第 30 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 4 月 27 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 第 31 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 5 月 27 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）
- 第 32 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 4 年 1 月 6 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第 33 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 4 年 4 月 25 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び変更について
- 第 34 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 4 年 12 月 19 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第 35 回八戸市中心市街地活性化協議会（令和 5 年 4 月 27 日）
 - ・第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

② 幹事会

平成 24 年度開催状況

- 第 1 回（平成 24 年 5 月 23 日）
 - ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 第 2 回（平成 24 年 8 月 6 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について
- 第 3 回（平成 24 年 10 月 22 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について
- 第 4 回（平成 24 年 11 月 13 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

平成 25 年度開催状況

- 第 1 回（平成 25 年 5 月 22 日）
 - ・第 1 期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第 2 期基本計画の概要について
- 第 2 回（平成 25 年 12 月 13 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

平成 26 年度開催状況

- 第 1 回（平成 26 年 4 月 25 日）
 - ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見について
 - ・中心市街地活性化基本計画の変更（案）について

第2回（平成26年12月3日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成27年度開催状況

第1回（平成27年4月28日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について
- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第2回（平成27年12月7日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成28年度開催状況

第1回（平成28年4月27日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成29年度開催状況

第1回（平成29年4月17日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

平成30年度開催状況

第1回（平成30年4月17日）

- ・第2期八戸市中心市街地活性化基本計画の実施状況について

第2回（平成30年6月29日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の概要について

第3回（平成30年8月9日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

第4回（平成30年9月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について

令和元年度開催状況

第1回（平成31年4月18日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

令和3年度開催状況

第1回（令和3年4月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和3年12月24日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和4年度開催状況

第1回（令和4年4月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和4年12月12日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和5年度開催状況

第1回（令和5年4月20日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

③ 部会

空き床対策検討部会

平成24年4月から令和3年3月までの開催回数・・・10回

交通アクセス検討部会

平成24年4月から令和3年3月までの開催回数・・・11回

（うち1回は花小路整備部会と合同開催）

花小路整備部会

平成24年4月から令和3年3月までの開催回数・・・22回

（うち1回は交通アクセス検討部会と合同開催）

(3) 第3期 八戸市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見

八戸市中心市街地活性化協議会が市長に提出した意見は下記のとおりである。

八商工地振発第168号

平成30年 8月27日

八戸市長 小林 眞 様

八戸市中心市街地活性化協議会

会長 福島 哲 男



第3期八戸市中心市街地活性化基本計画(素案)に対する意見書

はじめに

地方都市においては、いよいよ人口減少社会が現実味を帯びる中、まちづくり3法が掲げる都市機能集約型のコンパクトで賑わい溢れるまちづくりの推進が益々重要となっているものと存じます。

当市においては、八戸商工会議所と㈱まちづくり八戸が設置者となって、当協議会が平成19年11月に組織され、平成20年7月には第1期八戸市中心市街地活性化基本計画が国の認定を受け、平成25年3月には引き続き第2期基本計画が認定を受け、平成30年3月末までの期間中、各種事業が積極的に実施されてきました。

第2期基本計画については、①商業やオフィス、福祉・医療、教育、行政など多様な都市機能が集積する活力あるまちづくり、②魅力的な文化や観光資源があふれる賑わいのあるまちづくり、③暮らしやすい住まい環境が整うまちづくり、④公共交通が充実し、歩行者に優しいまちづくりという4つの基本方針のもと、中心市街地活性化をより一層推進するため、56の事業が展開されてきました。目標指標の結果を見ますと、空き店舗・空き床解消事業やはちのへ創業・事業承継サポートセンターによる新規出店支援等により、空き店舗・空き地率は目標を達成しました。歩行者通行量と市全体に占める居住人口の割合は未達成となりましたが、六日町地区複合ビル「ガーデンテラス」や「八戸ブックセンター」の開業効果に加え、八戸ポータルミュージアム「はっち」等による多数の行事や「はちのへホコテン」等のイベント開催により、歩行者通行量の減少に歯止めが掛かったほか、本年7月には三日町の路線価が25年ぶりに上昇に転じるなど、これまでの事業の成果が目に見える形で表れております。

このような中、平成30年7月には、八戸まちなか広場「マチニワ」がオープンし賑わいを見せているほか、(仮称)八戸市屋内スケート場や新美術館など八戸市によります施設整備のほか、花小路や八日町地区複合ビルなどの民間事業者による事業も具現化していることから、第2期基本計画により創出された中心市街地活性化の流れを止めることなく持続させるとともに、第3期基本計画により更に推進することが求められております。

つきましては、八戸市が第3期八戸市中心市街地活性化基本計画(素案)を策定するにあたり、当協議会においても、意見書をとりまとめましたので、本意見書について充分なご検討を賜りますようお願い申し上げます。

八戸市中心市街地活性化協議会

会長 福島 哲 男

協議会の意見

第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）は、第2期基本計画の十分な検証結果を踏まえ、（仮称）八戸市屋内スケート場、新美術館、花小路等の整備による来街機会の創出と回遊性の向上をはじめ、創業者支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり、街なか居住推進と移動の利便性の向上などに資する効果的な事業が追加・継続されており、①多様な都市機能が集積した活力あるまちづくり、②地域経済の活力向上、③移動しやすい、暮らしやすいまちづくりという3つの基本方針と、それに基づく8つの重点施策により5年4カ月間の計画期間における数値目標を設定し、その実現に向けた取り組みが官民一体となって講じられることから、その効果は十分に期待できるものであります。

このことから、第3期基本計画（素案）が円滑かつ着実に実施されることにより中心市街地の活性化に大きく寄与するものであると考えますので、国からの認定を受け、第3期基本計画（素案）に掲載された事業が早急に着手されるよう望みます。

なお、第3期基本計画（素案）に掲示できなかった事業や新たに提起された事業など、今後、事業化に向けて調整がなされた事業については、基本計画を変更のうえ盛り込むなど柔軟な対応をお願いいたします。以上のことから、より確実に中心市街地活性化の効果を上げるべく十分配慮すべき事項を次のとおり申し添えます。

（1）民間開発事業への支援について

八日町地区複合ビル整備事業、花小路整備事業が具現化しており、第3期基本計画の重点事業として期待されるものであります。特に、この区域は、八戸ポータルミュージアム「はっち」「ガーデンテラス」「八戸ブックセンター」「マチニワ」といった主要施設が立地することから、基本計画区域内でも最も魅力的なエリアへと飛躍する可能性を秘めております。

八日町地区複合ビルについては、商業及び居住機能を有することから中心市街地への多様な波及効果が期待されます。花小路については、この区域の回遊性向上に大きな役割を果たすことから、整備の着実な実行と整備後の同区域内への商業機能誘致、景観整備などにも取り組むことが求められます。

つきましては、これらの事業の着実な実行と新たな民間開発事業が具現化された際には積極的な支援をいただくようお願いいたします。

(2) 商業機能の充実について

市民アンケート調査によると「買い物に行きたくなくなる魅力的な店舗が少ない」「娯楽施設が少ない」などの商業機能や、中心街に関する情報発信の改善に関する要望が多いことから、市民の消費動向や求められている価値の把握に努めると同時に、それに対応した商業機能誘致と情報発信力強化が求められていると考えております。

更に、商業機能の充実には、事業者側に対し良好な商業環境を整備することが求められることから、商店街や民間事業者等が実施する商業機能の充実に関する取り組みについてご支援いただくようお願いします。

(3) 空き店舗・空き床解消に関する新たな支援策の検討について

中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助制度による21件の新規出店者の採択やオフィス誘致事業等により、第2期基本計画の目標指標である空き店舗・空き地率は目標を達成したものの中心市街地内では依然として空き店舗が目立つ状況にあります。

今後は、飲食・物販等の事業者のみならず、事務所等の多様な用途への対応強化を図りながら、物件オーナーや商店街組織・まちづくり団体等が実施する空き店舗対策事業やリノベーションをテーマとした活動等への新たな支援策について多方面からご検討いただくようお願いします。

(4) 創業支援体制の更なる強化について

中心市街地のみならず市全体においても事業所数の減少による経済規模の縮小を抑制するための一環として創業支援の強化は不可欠であります。

平成28年度に開設されたはちのへ創業・事業承継サポートセンターは、創業支援から創業後のフォローアップまでを行うワンストップ支援機関として多くの創業希望者を支援し、中心市街地においても2カ年で新規創業19件、事業承継4件の実績を上げております。

引き続き、中心市街地での創業を促進するため同センターを中心とした創業支援体制が更に強化されるようお願いします。

(5) (仮称) 八戸市屋内スケート場の利活用による中心市街地の活性化について

(仮称) 八戸市屋内スケート場はスケートの大会はもとより、各種大会・コンベンション等の開催による交流人口の拡大が見込まれ、特に飲食、宿泊、観光など中心市街地への経済波及効果が大きいことから、この整備効果を最大限に引き出すための取り組みが強く求められます。

特に、コンベンション等の積極的な誘致や利用者による中心市街地での消費行動を誘発するための仕掛けづくりや、大規模大会開催時には駐車場不足が懸念されることから、公共交通機関の利用促進と同時に、民間駐車場への誘導対策や歩行者が歩く楽しさを感じられるような工夫を凝らした案内表示の実施などに取り組んでいただくようお願いいたします。更には、長根運動公園が市民の憩いの場としてセントラルパーク的存在として再編されることを期待します。

(6) 中心市街地における観光施策の充実並びにコンベンション誘致について

周辺 8 市町村の連携による「はちのへエリア」の観光振興の舵取り役を担う DMO 設立が着々と進められる中、当市中心市街地は飲食、宿泊、交通等の面において広域的な拠点として位置づけられることから、これらの情報発信の充実や wifi 環境や外国人受入態勢整備等により観光による経済効果が更に創出されるようお願いいたします。

また、(仮称) 八戸市屋内スケート場建設や公会堂・公民館の改修等により、これまで以上に大規模なコンベンション誘致が可能となることから、積極的なコンベンション誘致による地域経済活性化が図られるよう併せてお願いいたします。

(7) 横丁整備に関する支援策の検討について

中心市街地には、多くの横丁・小路が存在し、中心市街地の大きな特徴となっており、かつ魅力的な観光資源として観光客から人気を博しております。

これまでも、飲みだおれラリーや横丁活性化事業による各種イベントの開催により賑わいの創出が図られておりますが、更なる活性化を図るためには、横丁の雰囲気を持続しながらも、安心して歩けるような歩道の一部修復や共同トイレの改修、景観の一部改善等が必要であると考えております。

つきましては、当市の特徴的な観光資源として更に発展するよう具体的な支援策について検討いただくようお願いいたします。

(8) 新美術館による賑わい創出について

平成32年度の開館を目指す新美術館は、美に迫り、人を育み、まちに波及させるという基本的な考え方に基づく新たな文化芸術活動拠点として、これまでにない新たな来街者を呼び込める施設になるものと大きな期待を寄せております。

つきましては、多彩な展示・企画の積極的な実施並びに他施設や各種イベント、商店街等と緊密な連携により多くの来街者が生まれるようお願いいたします。

(9) 快適な歩行空間の整備について

中心市街地活性化を図るための各種施設が整備される中、快適な歩行空間の整備は回遊性の向上を図る上で不可欠な要素であります。

特に、三日町・十三日町等の中心部の歩道や、それとJR本八戸駅、屋内スケート場など主要拠点を連結する歩道については、高齢者や障がい者、子育て中の方、観光客等にも優しい快適かつ歩いて楽しい空間づくりを進めていただくようお願いいたします。

(10) 中心市街地の景観維持に関する取り組みの検討について

八戸市景観計画においては、中心市街地において「変化のあるまちの賑わいや歩いて楽しい空間が連続する景観を形成」することとなっておりますが、本計画は、平成31年度に改訂される予定と伺っております。

近年、店舗の取り壊しによる空き地の発生や老朽化した建物の増加等により中心市街地ならではの連続した街並みが損なわれる状況が見受けられます。

つきましては、空き地や老朽化した建物等における景観への配慮が推進されるような取り組みについてご検討いただくようお願いいたします。

(11) まちづくりプレイヤーの充実について

若い世代やまちづくり活動に興味のある人材・団体等の発掘・育成は、これからの中心市街地活性化の原動力になるものと考えております。

つきましては、こうした人材・団体等の連携・交流が促進されるとともに、新たな発想に基づく取り組み等に対する支援を通じて、次代を担うまちづくりプレイヤーが充実するような取り組みにご配慮いただくようお願いいたします。

おわりに

第3期基本計画の認定後、その推進にあたっては、当協議会が中核的な役割を担い、八戸商工会議所及び㈱まちづくり八戸をはじめ、関係機関と一体となって取り組む所存であります。

八戸市におかれましては、当協議会の運営に対し、今後とも積極的な支援をお願いいたしますとともに、基本計画の実施を通じて、中心市街地の活性化に向けて最大限のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 八戸市中心市街地活性化協議会規約

八戸市中心市街地活性化協議会の規約は下記のとおりである。

【八戸市中心市街地活性化協議会規約】

(協議会の設置)

第1条 八戸商工会議所及び株式会社まちづくり八戸は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、八戸市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の事務所)

第3条 協議会の事務所は、株式会社まちづくり八戸に置く。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により八戸市が作成しようとする基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、八戸中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 八戸市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 八戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 八戸市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 八戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (6) 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 八戸商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり八戸
- (3) 八戸市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(入会)

第7条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議

会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 協議会は、構成員から会費を徴収することができる。

2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、会長が別に定める。

(退会)

第9条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会において委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(協議会の組織)

第11条 協議会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(1) 八戸商工会議所が指名する者 若干名

(2) 株式会社まちづくり八戸が指名する者 若干名

(3) 八戸市が指名する者 若干名

(4) 第6条第4号の規定による当該構成員が指名する者 1名

(5) 第6条第5号の規定による当該構成員が指名する者 1名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は、八戸商工会議所会頭をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集

しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、会議の関係者等の出席を求めることができる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第16条 第5条に掲げる事項及び協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員及び会長が必要と認める者の中から会長が指名する者（以下「幹事」という。）をもって組織する。
- 3 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前各項に定めるもののほか幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャー等)

第17条 協議会は、協議会における活動を円滑にするため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー等を配置することができる。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社まちづくり八戸が処理する。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第20条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。

(監査)

第21条 協議会の出納を監査するため、会計監事2名を置く。

- 2 会計監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
- 3 会計監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長、並びに各委員に報告しなければならない。

4 会計監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解散の場合の措置)

第22条 会議の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、八戸商工会議所がこれを決算する。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1. この規約は、平成19年11月7日から施行する。

2. 協議会設立時の会長、副会長及び委員並びに会計監事の任期は、第11条第2項、第12条第6項、第21条第4項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

3. 協議会設立時の幹事の任期は、第16条第3項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

4. 第3条(協議会の事務所)、第18条(事務局)の改正規約は、平成31年4月25日から実施する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]中心市街地の現状分析」において、統計的データの把握・分析を記載。

②地域住民ニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3]市民ニーズ」において、市民アンケート調査等に基づくニーズ等の把握・分析を記載。

③前期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4]これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」において、前計画に基づく取組の把握・分析を記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①八戸中心商店街連絡協議会との連携

第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の策定に際し、中心商店街の12街区で構成する八戸中心商店街連絡協議会で、毎月開催されている幹事会において、計画の概要を説明し、各街区からの意見を募るなど、中心商店街との連携を図っている。

②中心市街地活性化市民ワークショップ

都心地区（中心市街地とほぼ同義）のまちづくりについて、中心市街地活性化に関わるいくつかのテーマに基づくワークショップを一般公募のもと実施した。

年度	回数	延べ 参加者数	備考
16	4	176	5つのテーマに分かれ、良い点、悪い点を踏まえ対応策を検討。 「都心地区再生プロジェクト」として、緊急に実施する必要がある 10の施策を取りまとめた
17	8	330	6つのテーマに基づき検討をし、検討結果を発表
18	6	298	18年度の取組みをまとめた「提案書」を提出
19	6	216	提案書により、活発な活動を展開
20	5	226	まちなかミュージアムワークショップ(MMWS)で活動
21	6	285 フェスタ 96	4つのグループに分かれて活動 まちなか活性化市民フェスタ(MMWSと共催)開催
22	3	127	「まちに仕掛ける」をテーマに14のプロジェクトを実施
23	5	108	3つのプロジェクトによる活動の実施 ①遊びのプロジェクト、②学びのプロジェクト、③食のプロジェクト

平成 16 年度から平成 23 年度まで実施し、平成 24 年度以降は行政主体による「中心市街地活性化市民ワークショップ」事業は終了し、これまで参加した市民が主体的な活動を実施することとしている。

③内丸地区（本八戸駅通り）のまちづくり

本八戸駅通りを中心とする内丸地区では、「内丸地区街なみ環境整備方針」（平成 22 年策定）を踏まえ、平成 23 年度に地域住民が中心となってまちづくりを考える「寄り合い」を 5 回開催し、地権者や内丸地区の住民参加のもと、同地区の課題やまちづくりの目標、事業内容の骨子案について話し合った。

寄り合いでの話し合いを経て、平成 23 年度には「街なみ環境整備事業計画」を策定し、今後実施を予定している本八戸駅前を整備する事業や、現在の県道をコミュニティ道路として整備する本八戸駅通り整備事業、人が集まる拠点整備事業などを掲載している。

内丸地区のまちづくりの主な動き

平成 23 年 9 月～12 月	「寄り合い」を計 5 回開催
平成 24 年 3 月 15 日	本八戸駅通り地区まちづくり協議会設立
平成 24 年 3 月 27 日	本八戸駅通り地区まちづくり協議会と八戸市長が「八戸市市民による地域のまちづくりの推進に関する条例」に基づくまちづくり協定を締結
平成 25 年～現在	協議会会員によるまちづくり計画に沿った建物の外観修景（これまでの実績：7 件）
平成 27 年 9 月	本八戸駅通りおもてなしプロジェクトを実施（本八戸駅通り沿いの店舗等にのれん・ふきだしを設置）
平成 28 年 2 月	地区内の空き店舗を活用し、にぎわいイベントを開催（毎年えんぶり時期に開催）
平成 29 年 12 月	地区内の空き地を利用し、プレタ暮れ市を開催
平成 30 年 3 月	内丸地区内の歴史・文化を巡るトレジャーハンティングイベントの開催

④花小路の整備

平成 28 年 3 月には、三日町街区と六日町街区の境界線上に位置し、大部分が民有地でありながら、昭和 40 年代から公共的通路として提供されてきた花小路を整備するべく、地権者等により花小路周辺地区まちづくり協議会が設立された。

また、市、株式会社まちづくり八戸、八戸工業大学の 3 者により、「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」を平成 28 年 10 月に締結し、平成 29 年度には八戸工業大学の学生による花小路の基本設計が実施されるなど、産

学官による事業の充実化を図っている。

花小路整備の主な動き

平成 28 年 3 月 29 日	地権者等による花小路周辺地区まちづくり協議会設立
平成 28 年 10 月 21 日	株式会社まちづくり八戸、八戸工業大学及び八戸市長が「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」を締結
平成 29 年 9 月 27 日	花小路周辺地区まちづくり協議会と八戸市長が「まちづくり協定」を締結
平成 30 年 2 月	八戸工業大学が花小路の基本設計を実施

⑤第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画に関わるパブリックコメントの実施

中心市街地活性化の方向性や取組について、広く市民の意見を把握するため、平成 30 年 8 月 7 日から平成 30 年 9 月 5 日までパブリックコメントを実施した結果、1 名の方からご意見をいただき、この意見を基本計画の参考とした。

提案の種類	件数
共同住宅の整備に関すること	1 件

⑥はちのへホコテン

中心商店街や株式会社まちづくり八戸、八戸商工会議所が中心となって、楽しくにぎわい溢れる中心市街地を目指し、平成 21 年より実施しているイベント。

毎年 5 月～10 月の毎月最終日曜日に中心商店街のメインストリートを交通規制し、ステージイベントや中心商店街の店舗等が出店し、普段とは一味違った中心市街地の楽しみ方や、買い物をゆっくりと楽しむことができる。

平成 29 年度は、八戸市市制施行 88 周年の記念イベントとして、来場者に思い思いの 8 (はち) をイメージしたポーズをとってもらい記念撮影する「はちはち記念撮影会」、参加希望者を募り、市制施行 88 周年を祝うメッセージを人文字で作成し空撮した「八戸市 88th オメデトウ！空から撮影会」、中心商店街 12 街区内店舗を巡り店舗等にまつわるクイズやミッションをクリアしていく「はちのへ 88 ドリルツアー」を開催した。

また、同イベントの開催に合わせて、中心街で音楽イベント「ミュージックレビュー八戸」やドトールコーヒー店舗内にて体験型キッズイベント「カフェ店員になろう」など、他の民間事業主体によるイベントが共同開催されるなど、賑わいの創出の相乗効果が出始めている。

⑦横丁ウィーク

中心市街地に今も残る八つの横丁を舞台に、市や観光コンベンション協会、八戸横丁連合協議会などが従来から開催していた多彩な催しを横断的に集約することで、新たな賑わいを創る取組として「はちのへ横丁ウィーク 2012」を、平成 24 年 9 月上旬に

初めて開催した。

以降、毎年10月の1か月間を「八戸横丁月間」と題して、横丁にある飲食店での「飲みだおれラリー」や、横丁の空き店舗・路上等でダンスや演劇などの文化芸能やアート公演など多彩なパフォーマンスを同時多発的に繰り広げる「横丁オンリーユースター」等の横丁関連イベントを集中的に開催しており、毎年の恒例行事として、多くの市民や観光客が参加・観覧し、中心市街地の賑わい創出に寄与している。